

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

2 開催日時

令和6年10月1日（火）午後3時から午後5時10分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎3階 教育委員会室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

青木 かを里, 赤木 拓人, 稲毛 精二, 大芝 静香, 岡田 澄子, 角田 恒巳, 齊藤 恵,
佐藤 裕紀子, 薮 喜代子, 中庭 由美子, マーサー川又, 横田 麻衣

(2) 執行機関

野口 奈津子, 深谷 貴美, 太田 礼子, 松本 崇, 飛田 尚亨, 内田 理恵, 森 敬之,
千田 庸平, 佐々木 瑛, 和田 本, 長島 大祐, 徳田 恭子

5 議題及び公開・非公開の別

（仮称）水戸市こども計画（素案）について（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

1人

8 会議資料の名称

資料 （仮称）水戸市こども計画（素案）

参考資料 （仮称）水戸市こども計画（素案）の構成について

9 発言の内容

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日は御多用にもかかわらず、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。開会に

あたりまして、こども部長より御挨拶を申し上げます。

(こども部長挨拶)

【事務局】

続きまして、本日、委員 16 名中 12 名と、半数以上の委員の御出席がございますので、水戸市社会福祉議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立したことを御報告いたします。

本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第 3 条第 1 項に基づき、原則公開とさせていただきます。

また、会議資料及び会議録につきましては、個人情報等の開示することができない部分を除き、公表することになっております。

本日は会議の傍聴をされる方 1 名がお見えになっております。

次に、本日の配布資料についてでございますが、次第及び参考資料（仮称）水戸市こども計画（素案）の構成についてでございます。

資料（仮称）水戸市こども計画（素案）につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、すべてお手元でございますでしょうか。

では、議事に入らせていただく前に、第 1 回の専門分科会において、御質問いただいております、ファミリーサポートセンター事業について、御説明させていただきます。

(事務局説明)

【事務局】

それでは、議事に入らせていただきます。

今回の専門分科会におきましては、事前に資料を送付した際に、お示しいたしましたとおり、主に「第 4 章 第 3 節の施策の体系」、「第 5 章の施策の展開」について御審議いただきたいと存じます。

会議の議事進行につきましては、社会福祉審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、___会長にお願いしたいと存じます。___会長、よろしく願いいたします。

【議長】

これより議事に入らせていただきます。本日は、「（仮称）水戸市こども計画（素案）」について御審議いただきます。

それではまず、計画（素案）「第 1 章 計画策定の基本的事項にあたって」から「第 4 章 計画の基本的方向」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。
(質問、意見等なし)

【議長】

続いて、「第5章 施策の展開」についてですが、分量が多くなっております。そのため、説明及び質疑を基本方針ごと区切って行いたいと考えておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(各委員同意)

【議長】

それではまず、基本方針1について、事務局から説明をお願いします。
(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【___委員】

資料27ページにこども・若者の意見の政策反映という事業があり、ここに記載されている「みとっこ未来クラブ」は新規事業と思われますので、事業の説明と、どのような目的で新たにに取り組むこととしたのか、説明をお願いします。

【こども政策課】

「みとっこ未来クラブ」は、クラブメンバーに応募していただいた方に対し、市から電子メールで案内のうえ、電子申請サービスでアンケートに回答していただくものです。

こどもたちの意見を政策反映する仕組みといたしましては、市立小・中学校の1人1台端末を活用したアンケートなども実施いたしますが、この「みとっこ未来クラブ」は、小・中学生以外の年齢層の意見も聴かせていただくために実施するものです。

【___委員】

対象の年齢層は何歳から何歳までになりますか。

【こども政策課】

小学校1年生から29歳までです。

【___委員】

いつから開始する予定ですか。

【こども政策課】

立ち上げに係る事務は完了しております、間もなく募集を開始いたします。

【___委員】

次の質問ですが、資料 33 ページに政策提言発表会への参加者数を目標水準として掲げており、これは政治参加につながる良い取組です。この取組についても説明をお願いします。

【こども政策課】

事業といたしましては、資料 27 ページ、「こども・若者の主体性を尊重する仕組みづくり」の 2 番目、「若者との協働による政策立案の推進」でございます。

高校、大学等と連携しまして、授業の中でまちづくりに関して学んでいただき、その成果を市長に発表していただく事業でございます。

【___委員】

若い方々が水戸市に定住するということが非常に重要です。資料 31 ページに「創業・スタートアップ支援の充実」が掲げられていますが、人口 150 万人都市である福岡市では、市内で創業する若い方々に対し、個人版ふるさと納税の場合は 300 万円、企業版ふるさと納税の場合は 750 万円を上限に資金を募ることができる制度を実施しています。

スタートアップ企業がお金を集められる、このような制度を実施することで、若い人材や法人がその自治体に流入し、若い方々がお金を稼げることで経済が回る、夢や希望を持つことができる。そして、その自治体で婚姻し、定住するというようなサイクルが生まれています。水戸市においてもそのような施策が必要だと思いますが、スタートアップに関して具体的な政策はありますか。

【こども政策課】

市では、創業支援事業等計画に基づき、創業者の事業活動の段階に応じた多様な支援策を実施しており、具体的には、創業期支援補助金や創業支援利子補給金等を実施しております。

本計画では、資料 31 ページに「創業・スタートアップ支援の充実」を掲げており、御意見をいただきました、ふるさと納税を活用した創業支援の仕組みにつきましては、市の担当課に情報提供させていただき、この事業を実施する中で検討してまいります。

【___委員】

結婚を希望する若い世代に、出会いの場を提供する施策やそれに関する今後の計画はありますか。

【こども政策課】

資料 30 ページの「結婚支援の充実」といたしまして、本市におきましては、いばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村と連携し、婚活支援事業を行っております。また、結婚を機に新生活を始める夫婦に対し、住宅の取得費や賃借料等を補助する結婚新生活支援補助金を実施しております。婚活支援事業については、出会いの場を提供する婚活パーティ等を実施しているところでありますが、今後の事業のあり方について、連携中枢都市圏を構成する各市町村の担当者と協議していく予定です。

【___委員】

参考として、つくば市の人口は毎年増加しており、現在の人口が25万人を超える一方で、水戸市はついに人口減少に転じ、人口が27万人を割り込み、数年でつくば市に人口が逆転される傾向にあります。経済については、既に水戸市の市内総生産額をつくば市に抜かされています。しかもつくば市は、人口構成のうち子育て世帯が占める割合が水戸市よりも大きい自治体です。水戸市は、子育て世帯に転入していただくために、他自治体がびっくりする程の大胆な施策を実行していかなければならないと考えますので、よろしく願いいたします。

【議長】

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に、基本方針2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【___委員】

資料 40 ページ、基本施策6について意見を申し上げます。こども基本法やこども・若者の権利に関する普及・啓発は非常に重要であり、私も関心があって取組を行っております。資料には、市ホームページにおいて情報を発信するとされていますが、若者はホームページを見る機会が少ないでしょうから、SNSを使って積極的に発信することが効果的であると考えます。また、これは提案ですが、行政だけで施策を実施していくにはマンパワーが足りないということもあるでしょうし、若者が積極的に行政に関わることも重要なことです。例えば、大学生が保育所に出向いて、こどもたちに話す機会を創るなど、大学とコラボレーションした施策の実施についても御検討ください。

【こども政策課】

SNSでの情報発信についても、実施してまいります。また、大学等との連携について御提案いただきましてありがとうございます。大学等や教育委員会と連携しながら、こども基本法やこども・若者の権利についての普及・啓発を積極的に行ってまいります。

【___委員】

資料34ページの「こども誰でも通園制度の実施」について、一時預かり制度との違いについて説明してください。

【幼児保育課】

こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず、定期的に未就園のこどもが集団生活を体験できる制度であり、一時預かり制度については、一時的に保護者がこどもを預けることができる制度となっております。

【___委員】

これらの制度の目的について伺います。また、市内には既に、試行的にこども誰でも通園制度を実施している事業者がありますが、こども誰でも通園制度と一時預かり制度がこどものために良い制度であるのか、これらの制度が事業者の負担となっていないか懸念しております。取組の現状と今後の方針はいかがでしょうか。

【幼児保育課】

こども誰でも通園制度につきましては、ほかの児童と過ごす経験を通じて、こどもたちの発達を促すことや子育て世帯の孤立感の解消を目的としております。一時預かり制度につきましては、一時的に保護者の方がこどもを預けることができる制度であり、保護者の負担軽減を目的としております。現在、市内では7事業者が試行的にこども誰でも通園制度を開始しており、可能な範囲の中で事業を実施していただいております。

今後の方針については、保護者の方からも好評をいただいておりますことから、次年度までが試行的実施期間であります。事業を拡大し、市立保育所でも実施してまいりたいと考えております。

【___委員】

アプリを活用して、空いている園に預けることができ、事業者からは、預かったことがないこどもを預かることに対する不安も聞こえてきます。安全性に問題はないでしょうか。

【幼児保育課】

アプリは国において開発中のものとなります。こども誰でも通園制度は、通常の保育と同様に面接を行ってから利用を開始しますので、事業者の不安は払拭できるものと考えております。

【___委員】

試行的段階ということですので、本格的なスタートに向けて課題があれば解決していただきたいと考えます。保育士の配置基準も改正されましたし、安心してこどもを預けることができる環境づくりに向けて、引き続き取組をお願いします。

【___委員】

資料 34 ページ「子育てを支える環境づくり」に関連しての質問ですが、例えば、母親が土曜日に 2 時間だけでも自分の用事のために時間をつくりたいというケースがあった場合、この項目の中で、対応できる施策はありますか。

【こども政策課】

そのような場合であれば、子育て世帯の負担軽減を目的としております、一時預かり事業を御利用いただくことが可能です。土曜日でも、わんぱくみと、はみんぐぱくみと、更には一時預かり事業所あかつか「スマイルキッズ」を御利用いただけます。

【議長】

話題が母親目線となりがちですが、子育て支援については、母親だけでなく、父親、それ以外の方でも利用できるような仕組みづくりが重要です。資料 35 ページのバリアフリー施策に関して、育児休業中の父親が外出したりネットワークをつくる機会がないという声を聞きます。父親等の視点というところも念頭に施策を実施していただきたいと思います。

【___委員】

資料 39 ページにあります「スクールガードによる見守り活動の促進」について、どのような施策ですか。

【こども政策課】

地域の方にボランティアスタッフとして登録していただき、市費で保険に加入したうえで、児童・生徒の登下校時における見守り活動を行っていただく事業でございます。

【___委員】

防犯協会の黄色いビブスを着用して実施されている方が多いようですが、防犯協会の事業でもあるということでしょうか。

【こども政策課】

防犯協会の取組としては、資料 40 ページ上段に記載しております「自主防犯活動の推進」の中で実施されているもので、スクールガードによる見守り活動とは別の事業でございます。防犯協会の方がスクールガードの取組にも御協力くださっているということではないかと考えます。

【___委員】

全体として、地域での「共助」に関する施策が不足しているように見受けられます。交通安全については、地域のシニアの方が子どもたちを探検をさせて、安全マップを作るような活動をしています。地域に密着した共助体制をしっかりと構築していけば、そのような取組ができますし、その地域に人が集まってきてくれるのではないかと考えます。

【議長】

学生や地域の方々が多様な取組をされていますが、それを継続していくための、持続可能な仕組みづくりが非常に難しいものだと感じています。

【___委員】

地域の持続可能な仕組みづくりを援助することが行政の役割だと考えておりますので、よろしくお願いします。

【議長】

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。それでは、次に、基本方針3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【___委員】

資料47ページ「保育サービスの充実」に関して、延長保育や休日保育、障害児保育を民間保育所が中心となって実施するような表現になっていますが、市立保育所も率先して取り組んでいくべきと考えます。

【幼児保育課】

今年度、市立保育所の今後のあり方を検討してまいりますので、そのような役割につきましても検討してまいります。

【___委員】

民間保育所でも保育士が不足している中、気になる子どもが増えているという実態があり、延長保育、休日保育などを実施していくことが難しい園もありますので、その現状については御理解ください。

【___委員】

49ページ「大学等受験料及び模擬試験受験料の補助」については新規の事業だと思われるので、対象者や金額の上限など、制度の概要を説明してください。

【こども政策課】

貧困の連鎖を断ち切ることを目的としまして、経済的に課題を抱えるひとり親家庭等に対し、受験料及び模擬試験の費用を補助することで、こどもの進学について、その挑戦を後押しする事業でございます。現在、制度の準備中でございますが、補助上限額といたしましては、大学受験料が5万3千円、大学受験のための模擬試験が8千円、高校進学のための模擬試験が6千円を予定しております。

【___委員】

貧困の連鎖を断ち切ることを目的に学びを応援するというのは良いと思います。大学の授業料が高く、奨学金の返済が非常に大変で、結婚、妊娠・出産に対する不安があるという話を伺います。市には更に、返済不要の給付型の奨学金の実施をお願いしたいと考えます。また、この受験料の応援制度は、対象者にどのように周知を図る予定ですか。

【こども政策課】

9月末に市ホームページにお知らせを掲載しており、今後は、児童扶養手当の受給者など、対象者の方へ個別に郵送でお知らせする予定でございます。

【議長】

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。それでは、次に、基本方針4について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【___委員】

他市町村と比較しましても、水戸市の「すまいるママみと」を中心とした切れ目のない伴走型の妊産婦支援は素晴らしいと感じております。精神疾患、若年層、シングルなど様々な課題を抱えた要支援の妊婦が増えている状況ですが、その方々が妊娠中から相談をすることができ、出産後も継続的に支援されていますので、この良さをもっと強調していただきたいと思います。また、水戸市は妊婦の歯科検診を実施していますが、これは独自の取組のひとつですので、計画に位置付け、強調した方が良いと感じます。母親が疲れてしまったときに利用する産後ケアについては、効果的な取組ですので、拡大してほしいと考えています。しかし、市町村ごとの取組となっているため、同じ産婦人科でも利用料金や方法が異なるという課題がありますので、県で統一的に実施してもらいたいと考えています。

【子育て支援課】

妊娠届時から支援を開始する方もおりますが、状態が途中から悪化した方については、健康診査を行った産婦人科の医師や助産師から、情報提供いただいて、支援を開始するケー

スも多くなっています。関係機関の協力により、体制を整えられていることが細やかな支援に結びついております。

【議長】

全戸訪問の際に支援が必要であると気がつくケースもありますか。

【子育て支援課】

全戸訪問に比べ、産婦人科又は御家族からの情報提供をきっかけに支援を開始するケースが多くなっております。

【___委員】

資料 50 ページにあります「こども家庭センター」における相談支援は今年度からの事業ですが、事業概要だけではイメージしにくいところもありますので、内容を説明してください。

【子育て支援課】

本年4月1日付けで「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的な相談支援を行っているところでございます。具体的な業務といたしましては、妊産婦、子育て世帯の状況を把握した上で、母子保健、児童福祉に係る一体的な情報提供、相談等への対応、必要な連絡調整等を実施しております。また、支援業務といたしまして、支援対象者との関係を構築しながら個々に合ったサポートプランを作成し、それに基づく支援を行っております。サポートプランにつきましては、保護者やこどもの自己肯定感を高めること、強みを生かすことを重視しており、評価、更新を行いながら、効果的な支援を目指しております。

【___委員】

資料 54 ページにあります「医療的ケア児に対する支援の推進」について、内容を説明してください。医療の発達に伴い、医療的ケア児が増えている傾向にあると思います。医療的ケア児の保護者からは、仕事を辞めなければいけない、こどもを残して死ぬことができないという声が聞かれますので、力を入れて取り組むことを要望します。

【こども政策課】

「医療的ケア児に対する支援の推進」といたしましては、地域自立支援協議会等を活用し、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が参加して、医療的ケア児に対する適切な支援について協議してまいります。あわせて、地域自立支援協議会等への参加を通じて、相談支援を担う専門職員の質の向上を図り、相談支援体制を強化してまいります。医療的ケア児への対応は課題と認識しておりますので、今後とも関係部局と連携を図りながら支援を実施してまいります。

【__委員】

医療的ケア児の保育所等の入所希望は、どの程度ありますか。受け入れるには人員の配置や施設の要件もあると思いますので、多くの方がお待ちであれば、みんなで対応しなければならない課題と考えますがいかがでしょうか。

【幼児保育課】

看護師などを配置している施設において、数名を受け入れております。保護者が日に数回手を差し伸べることにより、医療的ケアを必要としない医療的ケア児という方もいらっしゃるって、そのような方も数名受け入れております。

【議長】

医療的ケア児については、受入の基準があるのでしょうか。

【幼児保育課】

特に適用すべき基準はありません。市立については、基準を設けるべきと考えており、今後の検討課題でございます。

【__委員】

医療的ケアの幅が広いため、個別の対応が必要となることが多いと思われま

【__委員】

10年ほど前に、保育園になかなか受け入れてもらえない医療的ケア児の存在について、市の会議で発言したことがあります。苦しいときにたんの吸引を要する医療的ケア児でしたが、受け入れ先を探して、ようやく見つかったという状況でした。その後、この課題に対する進捗があまりみられないのは、残念に感じます。

【__委員】

看護師が1名のみ園では、その看護師が休むと預かることができないなどの難しさもあります。他の自治体では、個人で開設しているかは不明ですが、胃ろうのこどもでも預かることができるような施設があります。民間、市立にかかわらず、水戸市にもそのような施設があれば良いと思います。

【__委員】

医療的ケアの程度が軽い場合は、水戸市でも受け入れ先があると思います。医療的ケアの程度が軽い場合こそ、市立で受け入れればありがたいのではないかと思います。

【議長】

保育コンシェルジュが医療的ケア児の受け入れの調整をすることは難しいでしょうか。

【幼児保育課】

保育コンシェルジュは待機児童対策として配置しております、入所を希望する方とサービスを提供する保育園のマッチングを担っております。現在の対応ですが、医療的ケア児の入所希望があったときには、個別に利用調整を実施しており、看護師を配置している施設や小規模保育事業を中心に受け入れ可能な施設を探しております。

【議長】

担当する窓口はどちらの課ですか。

【幼児保育課】

保育所等の入所については幼児保育課ですが、その他の支援については窓口が異なりますので、計画に記載されておりますとおり、支援には関係部署との連携が重要となります。

【___委員】

医療的ケア児に関して、児童福祉と母子保健を一体的に担うこども家庭センターはどのように関与しますか。

【子育て支援課】

医療的ケアが必要なこどもは、出生時に把握できるケースが多いので、小児慢性医療費助成制度を申請していただく際などに、相談を受け、関わっていくこととなります。また、障害福祉となりますが、児童発達支援サービスの事業所において、市内で医療的ケア児を受け入れられる事業所が2か所ありますので、そちらを御案内することもあります。また、県が茨城東病院内に設置している相談窓口である茨城県医療的ケア児支援センター「みちしるべ」といった相談先も紹介させていただきながら、ともに支援を考えております。幼稚園や保育園を希望されていても、常時看護師が対応しなければならないケースなど、必要な医療的ケアに幅がありますので、受け入れが難しい方もいらっしゃいます。

【議長】

医療的ケア児の保護者の方は、このような会議に出席することが難しく、意見を伺う機会が少ないのですが、高齢者も同様に、たんの吸引を必要とする方はデイサービスの受け入れ先を探すことが難しいなど、医療的ケアを必要とする方々の社会への参加が難しい状況だと感じています。こども家庭センターには、医療的ケア児への対応についても、ぜひ役割を担っていただきたいと思えます。他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。それでは、次に、基本方針5について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いします。私から質問ですが、資料 60 ページ「ヤングケアラー支援の推進」2 段目にある、「早期発見・支援に向けた意識啓発」の関係機関とは、どのような機関でしょうか。

【子育て支援課】

DV 対策地域協議会の構成員であります、警察、児童相談所、学校でございます。

【議長】

学校で寝ている生徒は、一般的に先生から見て不真面目な子どもと認識されてしまいますが、実は、家でヤングケアラーとして介護等をしていて、学校でしか寝ることができなかったというケースをよく聞いています。学校の先生が生徒にとって一番身近で、ヤングケアラーの発見に重要な存在ですので、ぜひ、先生方への研修を行っていただきたいと考えます。

【___委員】

資料 61 ページ「生活支援の推進」の下段、「新たなつながりの場づくりの推進」について、子ども食堂の取組を支援すると記載されていますが、子ども・子育て世帯への支援に限るのか、地域食堂として、広い視点で支援していくのか、現状の考えを説明してください。

【子ども政策課】

子ども食堂は、子どもたちに安価で栄養のある食事を提供する取組でございます。市内で民間の方々が実施している取組の状況といたしましては、子どもは無料、おとなは 200 円から 300 円程度で利用していただける形式が多くなっており、地域食堂と言えるような、地域のコミュニティになっております。市では、利用者の範囲にとらわれず、広い視点で子ども食堂の取組を支援してまいりたいと考えております。

【___委員】

行政としては縦割りの組織で難しいところがあると思いますが、横断的な体制で支援を行えば効果的であると考えます。次に、資料 59 ページ「要保護・要支援児童等への支援」の最下段にあります「社会的養育の推進」について、里親をしている方から、里親として委託された直後から保育園等に預けたいが、困難であるというお話を伺っています。保育園等への入所に 1 か月から 3 か月ぐらいかかってしまい、負担が生じているとのこと。可能な限り、速やかに保育園等へ預けることができれば負担感が軽減され、里親制度の普及につながると思いますので、御検討ください。

【幼児保育課】

DV等を要因とする緊急的な受け入れを除いた、通常の保育所の入所プロセスとしましては、月の決まった日までに利用の申請をいただき、利用調整を経て、次の月から利用を開始することとなります。利用の開始月につきましては、慣らし保育として、短い時間の預かりから始まります。

【議長】

こうした手続きが短縮されると、里親制度の普及につながるというところでしょうか。

【___委員】

育休制度等を使うことができずに仕事を休むことになってしまうので、そこが里親を引き受けるハードルとなってしまうようです。

【議長】

育児休業が延長されたことにより、急速に女性の就業継続率が上がったということがあったと思いますので、そういった手続きの時間を減らしていくと、制度を活用する可能性が高まるかもしれません。今後の対応の可能性はいかがでしょうか。

【幼児保育課】

保育所等の利用の申込みについては制度化されているため変更が難しいところもありますが、入所までの期間は、一時預かり制度等を活用していくという方法も考えられます。

【___委員】

里親制度は県の業務であり、保育所等の入所手続きは市町村の業務ということで連携が難しいところもあるかと思いますが、意見とさせていただきます。

【___委員】

資料 62 ページ「不登校支援・教育相談体制の充実」について、全国的にこどもの数が減っているにもかかわらず、不登校のこどもが増えている傾向にあります。社会構造の変化などから、生きづらさを感じているこどもが増加していると思われます。このような中、市では今年から全中学校で校内フリースクールを実施していますが、教室以外に居場所ができ、不登校対策として大変有効であると感じています。一方で、義務教育が修了すると自助の要素が大きくなり、支援の手が届きにくくなるという現状があります。ひきこもり支援については、もう少し年齢層が高い方が対象となるという印象があり、特に 15 歳から 18 歳の年齢層に対する支援が抜けているのではないかと危惧しているところです。様々な機関で、様々な取組をしているところではありますが、こどもたちが社会に出られるまでのワンストップの支援、見守り体制の構築が必要であると考えます。

【こども政策課】

中学校を卒業した方へのひきこもり支援としましては、62 ページ下段「ひきこもり支援事業の実施」の中で実施していくこととなりますが、いただいた御意見を担当課に伝えまして、例えば学校から心配なこどもに関する情報提供を受けて、その年齢層のこどもたちに予防的な支援を実施するなどの対応が可能か、検討してまいります。

【___委員】

私は犯罪を犯した中学生が入る施設で学習支援をした経験がありますが、社会への適応がうまくいかないこどもが多くいました。共通していることは、自信が持てないという点で、学習支援においては、答えがあり、自信を持つことができる算数を教えていました。こどもたちは、親よりもおじいちゃん、おばあちゃんが助けてくれた話をしてくれることが多かったのです。地域には知識を持ったシニアがたくさんいますから、そういう方が支援するような仕組みを構築していただければ、支援を続けられると思います。そうした仕組みの構築は、行政にも応援をしてほしいと思います。

【議長】

資料 28 ページに戻ってしまうのですが、下段にキャリアプランに関する施策がありまして、私はキャリアプランを立てることが大事だと考えておりますが、どのような事業でしょうか。

【こども政策課】

キャリアプランにつきましては、水戸人として必要な資質を育成することを目的として、郷土を愛する心を育てる教育、水戸芸術館や新市民会館と連携した芸術教育の推進、体験学習の充実を図るものであります。

【___委員】

学校では、郷土のこと、地元のこと、自分たちのことを知る機会がアイデンティティを形成していくために非常に重要なことだと考えており、人間が育ち、羽ばたく一連の流れをキャリア教育と呼んでおります。昔は進路指導と呼んでいたものですが、自分の人生を考えていくという意味でキャリアプランと呼んでおります。

【議長】

早い時期からこどもたちがキャリアについて考えてくれることを願っているのですが、これがその第一歩というところでしょうか。

【___委員】

中学生は将来自分が何をしたいか、まだ漠然としている時期です。自分のキャリア形成をどうしていくのか、具体化するには難しい時期ですが、まずはしっかりとした意思を持つことを大事にしてもらいたいと考えております。

【__委員】

資料 60 ページにDV被害者やヤングケアラーのためのオンライン相談窓口を設置する
とありますが、子育て世帯の相談に関しても、オンライン相談窓口はありますか。

【子育て支援課】

現在、オンラインの相談窓口は設置しておりませんが、すまいるママみとにおきまして、
要望に応じて、メールでの相談を受け付けております。

【__委員】

メールでのやりとりは開庁している時間帯だけですか。

【子育て支援課】

開庁している時間帯での対応となっております。

【__委員】

夜中に赤ちゃんが泣いて困ってしまったとき、誰かに話を聞いてもらえるようにしたい
と思い、これまでもオンライン相談窓口の設置を要望していました。人を配置しなければ
ならないという課題はあると思いますが、対応が難しいのでしょうか。

【子育て支援課】

現在は、夜中に赤ちゃんが泣いて困ってしまった場合、看護師等が対応する #8000 が利
用できることを案内しております。

【__委員】

#8000 は救急車を呼ぶ判断や病気の可能性を相談できるサービスという理解なのですが、
夜中に赤ちゃんが泣いて困ったなどの相談も受けているのですか。

【__委員】

各市町村でサービスを行うことが難しいため、全国的に委託で実施されているもので、
お住まいの地域を聞いて、救急の情報を探してくれるようなサービスです。相談を受ける
側には、医師もいて、看護師が判断を仰ぐこともできるようです。相談を受けてもらえる
とは思いますが、心の安定のための寄り添った相談というよりは、病気かどうかの判断
が主になるとは思います。

【__委員】

出生した産婦人科に電話するというケースもよく伺います。

【__委員】

産後間もない方は、産婦人科に相談されることもあります。

【___委員】

前に発言したことで、施策に反映されていないことは残念です。一方で、こどものオンライン相談窓口については良いことであると思います。よく少子化対策と言われますが、生まれてきたこどもを大切にする自殺防止も重要だと思しますので、こどもが自ら命を絶つことがないように、体制を整えてほしいです。

【議長】

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。議事については以上でございます。なお、本日の議事内容について、御不明な点などありましたら、事務局まで御連絡くださいますようお願いいたします。本日は、円滑な会議の運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。事務局へお返しいたします。

【事務局】

___会長、ありがとうございました。事務局から補足で説明させていただきます。先ほど、地域での「共助」に関する施策が不足しているように見受けられるとの御意見をいただいたところですが、資料 34 ページ「基本方針 2 まち全体でこどもを育む環境づくり」が共助の考えを重視した基本方針でございます。例えば、事業といたしまして、「ファミリーサポートセンター事業の充実」として、援助をしたい市民の方に協力会員となっていただき、子育ての援助を受けたい利用会員の援助活動を行っていただく仕組みがございます。また、資料 35 ページ「地域子育て支援拠点事業、市民センター子育て広場等の運営充実」につきましても、地域の皆様の御協力をいただきながら実施している事業であります。このほかにも、地域の皆様と協力しながら実施していく事業を位置付けしておりまして、行政が実施する施策のみを位置付けた計画ではないことを御理解いただければと存じます。それでは、以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回 水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了いたします。

なお、第 3 回児童福祉専門分科会につきましては、令和 6 年 11 月 6 日 水曜日 午後の開催を予定しております。後日、開催通知を送付いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、長時間にわたり御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。